

文教警察企業常任委員会資料

(当初関係)

令和4年3月8日(火)

宮崎県警察本部

目 次

議案

【議案第1号】

令和4年度宮崎県一般会計予算

〔令和4年度歳出予算説明資料 P511～P520 〕

・・・資料1、資料1-1、資料1-2、資料1-3参照

【議案第24号】

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

〔令和4年2月県議会定例会提出議案 P103～P110 〕

・・・資料2、資料2-1、資料2-2、資料2-3参照

文教警察企業 常任委員会 資料	令和4年度歳出予算について	令和4年3月8日(火) 宮崎県警察本部
-----------------------	---------------	------------------------

1 令和4年度歳出予算の概要

区分	令和4年度当初(案)	令和3年度当初	増減
総額	270億8,875万2千円	274億4,877万3千円	-3億6,002万1千円(-1.3%)
人件費	202億3,861万9千円	205億5,617万2千円	-3億1,755万3千円(-1.5%)
物件費	68億5,013万3千円	68億9,260万1千円	-4,246万8千円(-0.6%)

※ 恩給及び退職年金費を除く

2 事項別歳出予算額と主な事業

(単位:千円)

会計、科目、事項	令和4年度	令和3年度	前年度比
(会計)一般会計	27,088,752	27,448,773	▲360,021
(款)警察費	27,088,752	27,448,773	▲360,021
(項)警察管理費	23,728,992	23,886,734	▲157,742
(目)公安委員会費	13,800	13,819	▲19
(事項)委員報酬	6,816	6,816	0
(事項)委員会運営費	6,984	7,003	▲19
・警察署協議会運営費	3,373		
(目)警察本部費	21,355,949	21,639,078	▲283,129
(事項)職員費	18,618,364	18,704,124	▲85,760
(事項)運営費	2,737,585	2,934,954	▲197,369
・退職手当	1,175,612		
・警察業務電算化推進事業	317,089		
・新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業	293,994		
(目)装備費	402,975	389,467	13,508
(事項)装備費	402,975	389,467	13,508
・警察活動用車両維持費	263,846		
・警察ヘリコプター警察活動事業費	84,252		
(目)警察施設費	1,150,663	992,926	157,737
(事項)警察施設費	1,147,363	992,926	154,437
・その他警察施設管繕費	468,326		
・その他警察庁舎及び宿舎維持管理費	347,887		
(事項)警察署庁舎建設費	3,300	-	3,300
・警察署建替調査事業	3,300		
(目)運転免許費	805,605	851,444	▲45,839
(事項)運転免許費	805,605	851,444	▲45,839
・道路交通法に伴う講習体制整備事業費	351,110		
・運転免許証ICカード化運営事業	139,117		
(項)警察活動費	3,359,760	3,562,039	▲202,279
(目)警察活動費	3,359,760	3,562,039	▲202,279
(事項)一般活動費	1,521,127	1,719,597	▲198,470
・歩行者事故ゼロに向けた交通安全対策事業	9,295		
・その他警察活動経費等	500,278		
(事項)交通安全施設維持費	494,793	474,984	19,809
(事項)交通安全施設整備事業費	1,343,840	1,367,458	▲23,618
・交通管制及び信号機改良等整備費	401,670		
・円滑化対策事業費	128,332		
・コンクリート製信号機柱の鋼管柱化	64,680		
・信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費	667,070		
・信号機柱等のデザインポール共架整備費	67,980		
・交通安全施設の災害対策強化事業費	14,108		

事業名	警察署建替調査事業	新・改・既	課名	警察本部
		国庫・ <u>県単</u>		
<p>1 事業の目的</p> <p>警察署庁舎は、県民の安全で安心な生活を守る治安・防災上の重要拠点として、機能の維持と充実を図る必要があるため、老朽化が著しく、県民の利便性等に支障が生じている警察署の更新整備に必要な調査を行う。</p>				
<p>2 事業の概要</p> <p>(1) 予算額 3, 300千円</p> <p>(2) 財 源 一般財源</p> <p>(3) 事業期間 令和4年度</p> <p>(4) 事業内容 都城警察署及び高岡警察署庁舎建替に向けた移転候補地の条件の整理、物件情報の収集</p>				
<p>3 事業の効果</p> <p>県民の利便性向上や災害対応力の強化及び警察力の最大限の発揮など、警察署の更新整備において求められる要件を満たす最適な移転候補地の選定が期待できる。</p>				

事業名	歩行者事故ゼロに向けた交通安全対策事業	新・改・既	課名	警察本部
		国庫・県単		

1 事業の目的

横断歩道における歩行者優先と正しい横断を徹底するため、県内において過去に歩行者事故が発生した横断歩道や通学路等の信号機のない横断歩道の中からモデル横断歩道を選定し、歩行者事故ゼロに向けた交通安全対策を実施する。

2 事業の概要

- (1) 予算額 9, 295千円
- (2) 財源 一般財源
- (3) 事業期間 令和4年度
- (4) 事業内容 モデル横断歩道を選定し、横断歩道のカラー舗装、看板を整備

3 事業の効果

モデル横断歩道の環境整備を行い、同所での歩行者と運転者双方への交通安全教育を行うとともに、悪質・危険性の高い横断歩行者等妨害の交通指導取締り等を集中的に実施することで、県民への歩行者優先のルールの浸透が図られ、交通事故抑止への効果が期待される。



横断歩道のカラー舗装
※白線間をカラー化



看板の設置
※「モデル横断歩道」を明示

事業名	交通安全施設整備事業費	新・改・既	課名	警察本部
		国庫・県単		
<p>1 事業の目的</p> <p>交通事故が多発している道路や、特に交通の安全を確保する必要がある道路において、総合的な計画の下に交通安全施設の整備を行うことにより、交通環境の改善、交通事故の抑止を図り、併せて交通の円滑を図る。</p>				
<p>2 事業の概要</p> <p>(1) 予算額 1,343,840千円</p> <p>(2) 財源 国庫補助金：297,341千円 県債：365,300千円 一般財源：681,199千円</p> <p>(3) 事業期間 令和4年度</p> <p>(4) 事業内容</p> <p>ア 交通管制及び信号機改良等整備費 交通事故が多発している道路、歩行者の事故が多い道路などの指定された道路区間における交通管制センターや信号機の改良等の整備に係る経費 【国庫補助事業：401,670千円(内、補助金200,835千円)】</p> <p>イ 円滑化対策事業費 交通の円滑を図ることにより効果的に交通事故を防止することができる場所として指定された地区における信号機新設や道路標識等の整備に係る経費 【国庫補助事業：128,332千円(内、補助金64,166千円)】</p> <p>ウ コンクリート製信号機柱の鋼管柱化 【国庫補助事業：64,680千円(内、補助金32,340千円)】</p> <p>エ 信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費 国庫補助対象区域以外の県内一円における信号機の新設、道路標識及び道路標示等の整備に係る経費 【県単独事業：667,070千円】</p> <p>オ 信号機等のデザインポール共架整備費 【県単独事業：67,980千円】</p> <p>カ 交通安全施設の災害対策強化事業費 【県単独事業：14,108千円】</p>				
<p>3 事業効果</p> <p>交通事故や交通量等の実態に即した計画的な交通安全施設を整備することで、交通事故の抑止と交通の円滑化を図り、県民の安全の確保と交通環境の向上を推進する。</p>				

文 教 警 察 企 業 常 任 委 員 会 資 料	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部 を改正する条例について	令和 4 年 3 月 8 日 (火) 宮 崎 県 警 察 本 部
<p>1 改正名 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>2 道路交通法関係</p> <p>(1) 改正の理由 高齢運転者対策の充実・強化及び第二種免許等の受験資格の見直しに係る改正道路交通法施行に伴い、手数料を定める同法施行令が改正されたことから、本県の手数料に関する条例について改正する必要があるもの</p> <p>(2) 改正の内容（資料 2－1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 認知機能検査手数料の改正 イ 認知機能検査員講習手数料の改正 ウ 運転技能検査手数料の新設 エ 高齢者講習手数料の改正 オ 若年運転者講習手数料の新設 カ チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習（簡易講習）の削除 キ 条例本文等の字句の訂正 <p>(3) 施行予定日 令和 4 年 5 月 13 日</p> <p>3 銃砲刀剣類所持等取締法関係</p> <p>(1) 改正の理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「標準令」という。）の定期見直しにより、同標準令が改正されたことから、本県の手数料に関する条例について改正する必要があるもの。</p> <p>(2) 改正の内容 銃砲刀剣類所持等取締法第 7 条第 2 項の規定に基づく許可証の書換え手数料の引き下げ 現行 1,800 円を 1,600 円に改正</p> <p>(3) 施行予定日 令和 4 年 4 月 1 日</p>		

運転免許関係手数料改定案

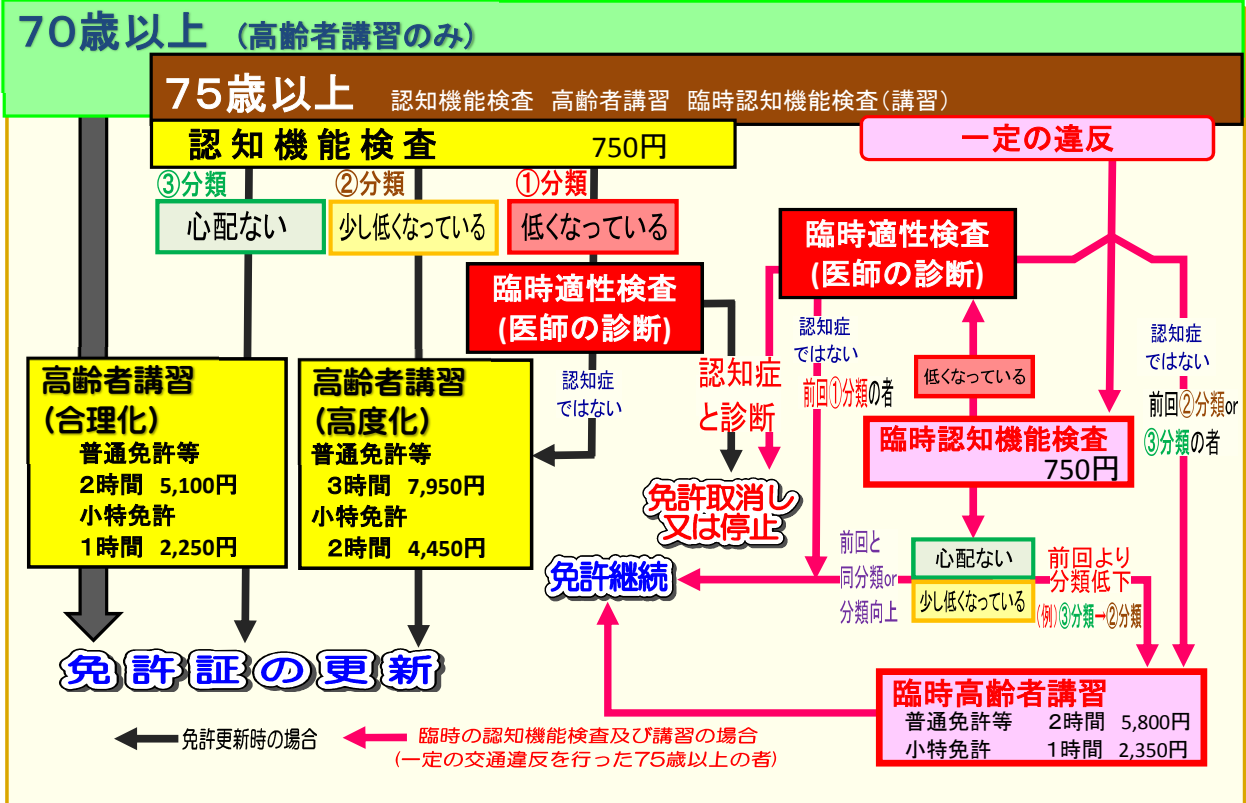
(単位：円)

番号	区 分		現 行	改正後	増減額	
1	認知機能検査手数料		750	1,050	+ 300	
2	認知機能検査員講習手数料		1,400	1,450	+ 50	
3	自動車安全運転センターが行う研修等 を受けた者に対する講習手数料		800	1,200	+ 400	
4	運転技能検査手数料		---	3,550	新 設	
5	70歳以上 75歳未満	小型特殊自動車免許以外の第一種又は第二種運転免許を受けている者に対する講習手数料	5,100	6,450	+1,350	
6		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習手数料	2,250	2,900	+ 650	
7	高齢者講習 手数料	75歳以上	現行：小型特殊自動車免許以外の第一種又は第二種運転免許を受けている者に対する講習手数料 改正後：普通自動車対応免許(大型・中型・普通免許等)を受けている者に対する講習手数料			
			認知機能検査の結果が第3分類の者に対する講習手数料	5,100		+1,350
			認知機能検査の結果が第1分類の者又は第2分類の者に対する講習手数料	7,950	6,450	-1,500
9		臨時高齢者講習手数料	5,800		+ 650	
10			現行：小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習手数料 改正後：普通自動車対応以外の免許(二輪・小特・原付免許等)を受けている者に対する講習手数料			
			認知機能検査の結果が第3分類の者に対する講習手数料	2,250		+ 650
			認知機能検査の結果が第1分類の者又は第2分類の者に対する講習手数料	4,450	2,900	-1,550
12		臨時高齢者講習手数料	2,350		+ 550	
13	若年運転者講習手数料		---	2,250(1時間)	新 設	
14	特定任意講習	チャレンジ講習	2,650	---	削 除	
15		特定任意高齢者講習(簡易講習)	1,800(1時間)	---	削 除	

文 教 警 察 企 業 常 任 委 員 会 資 料	改正道路交通法の施行について	令和 4 年 3 月 8 日 (火) 宮 崎 県 警 察 本 部
<p>1 法律名 道路交通法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 42 号 令和 2 年 6 月 10 日公布）</p> <p>2 施行日 令和 4 年 5 月 13 日 (金) ※ 改正項目の一部（「あおり運転」の罰則創設など）は、既に施行済み</p> <p>3 改正の背景 (1) 高齢運転者による悲惨な重大交通事故の発生が相次ぎ、これら事故を受け、現行制度の見直しを求める国民の声が高まったこと (2) 関係業界から職業運転手不足を補うため、規制緩和を求める要請がなされたこと</p> <p>4 改正の概要</p> <p>(1) 高齢運転者対策の充実・強化</p> <p>ア 高齢者講習の合理化 75歳以上の高齢運転者が運転免許更新時に受講する高齢者講習は、現在、2時間と3時間の講習に分かれているものが「2時間講習」のみに一元化される。</p> <p>イ 「運転技能検査」制度の導入 75歳以上で一定の違反歴を有する高齢運転者は、運転免許更新時に運転技能検査の受検を義務付ける。</p> <p>ウ 「安全運転サポート車等限定条件付免許」の導入 自らが申請することにより、運転できる車両を安全運転サポート車に限定することができる。</p> <p>(2) 第二種免許等の受験資格の見直し</p> <p>ア 「特別な教習」を修了した者には、第二種免許・大型免許等の受験資格が緩和される。</p> <div data-bbox="320 1818 1441 1928" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>現在の受験資格：<u>21歳以上</u>で普通免許等<u>取得後3年以上</u> 見 直 し 後：<u>19歳以上</u>で普通免許等<u>取得後1年以上</u></p> </div> <p>イ 上記により第二種免許等を取得した者が、21歳までに交通違反を繰り返し、一定の基準に達した場合、若年運転者講習の受講が義務付けられる。</p>		

高齢者講習制度における『現行制度』と『新制度』

現行制度



新制度

※ 令和4年5月13日に新制度へ移行

